組合及び農事組合法人が当該組合及び農事組合法人の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

一　公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告　当該期間を経過する日

二　前号に掲げる公告以外の公告　当該公告の開始後一月を経過する日

組合及び農事組合法人がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第九十七条の四第四項」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条第一項中「、第七十条第一項及び第七十三条の二十二第二項」を「及び第七十条第一項」に改め、「、中央会」を削り、同条第二項中「この法律」の下に「（第八項に規定する規定を除く。）」を加え、同項ただし書中「第十一条の四第一項」を「第十一条の八第一項」に改め、同条第八項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定める命令とする。

一　第十一条の十三第四項において読み替えて準用する倉庫業法第十二条に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の二に規定する主務省令（倉荷証券に関するものに限る。）　農林水産省令・国土交通省令

二　第八十二条第二項第十号、第八十六条において読み替えて準用する第四十九条第二項第二号、第七十三条の五第三項、第七十三条の六及び第七十四条第二項第三号、第八十八条第二項第八号並びに第九十二条において読み替えて準用する第四十九条第二項第二号及び第七十四条第二項第三号に規定する主務省令並びに第九十七条第十二号及び第九十七条の二に規定する主務省令（第八十二条第一項又は第八十八条第一項に規定する組織変更に関するものに限る。）　農林水産省令・厚生労働省令

三　第九十四条の二第三項に規定する主務省令及び第九十七条第十二号に規定する主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。）　農林水産省令・内閣府令・財務省令

第九十八条第十一項中「第九項」を「第十三項」に改め、同条第七項の次に次の四項を加える。

第十一条の十三第一項並びに同条第四項において読み替えて準用する倉庫業法第八条第一項及び第二項、第十二条第二項、第二十二条並びに第二十七条第一項に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

第十一条の十三第四項において読み替えて準用する倉庫業法第二十七条第一項に規定する主務大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣又は国土交通大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

農林水産大臣は、前項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を国土交通大臣に通知するものとする。

国土交通大臣は、第九項の規定により単独で検査を行つたときは、速やかに、その結果を農林水産大臣に通知するものとする。

第九十八条の三中「第九十七条の二」を「第九十七条」に改め、同条第四号中「第六十四条第六項第二号」を「第六十四条第七項第二号」に改める。

第九十八条の四中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第九十八条の五中「第九十八条第十一項」を「第九十八条第十五項」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第二条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第四十一条」に、「第三章　都道府県農業会議（第三十六条―第五十五条）　第四章　全国農業会議所（第五十六条―第九十条）　第五章　罰則（第九十一条―第九十四条）」を「第三章　農業委員会ネットワーク機構（第四十二条―第五十四条）　第四章　雑則（第五十五条―第五十九条）　第五章　罰則（第六十条）」に改める。

第一条中「発展」を「増進」に、「図り、農民の地位の向上に寄与する」を「図る」に、「、都道府県農業会議及び全国農業会議所について、その組織」を「の組織」に、「を定める」を「並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もつて農業の健全な発展に寄与する」に改める。

第二条第一項中「第六条第一項」の下に「及び第二項」を、「あつて委員」の下に「、農地利用最適化推進委員」を加え、同条第二項中「農家数」を「農業者の数」に改め、「農地等」の下に「（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　国は、第四十二条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が行う同項に規定する農業委員会ネットワーク業務（第四十三条第一項第七号に掲げるものであつて政令で定めるものに限る。）に要する経費を負担する。

第二条第五項中「国は」を「前項に定めるもののほか、国は」に、「第四十条第二項」を「第四十二条第一項」に、「都道府県農業会議が行う業務に要する経費及び全国農業会議所が行う業務」を「農林水産大臣又は都道府県知事の指定を受けた者が行う同項に規定する農業委員会ネットワーク業務」に改める。

第三条第一項ただし書中「耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）」を「農地」に改める。

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第六条第一項第一号中「属させた農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）」を「属させられた農地等」に、「属させた事項」を「属させられた事項」に改め、同項第二号中「属させた」を「属させられた」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号に掲げるもの」に、「属させた」を「属させられた」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　農業一般に関する調査及び情報の提供

第六条第二項第四号及び第五号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行う。

第六条第四項中「第二項」を「前二項」に、「同項」を「第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び前項各号」に、「基く」を「基づく」に改める。

第七条から第十条までを次のように改める。

（農地等の利用の最適化の推進に関する指針）

第七条　農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。

一　その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標

二　その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法

2　農業委員会は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない。

3　農業委員会は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。